

学校閉庁日のお知らせ

町内の小中学校の冬季休業期間中に学校閉庁日を設けます。これは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的とした取り組みです。

閉庁期間中、各学校は職員不在となりますので、緊急時は教育委員会管理課にご連絡をお願いします。

○学校閉庁期間

令和4年12月29日(木)～
令和5年1月5日(木)

●緊急連絡・問い合わせ先

教育委員会管理課 ☎0146・47・2547

町道の冬期間通行止めのお知らせ

次の町道については、冬期間の通行に支障が考えられることから、通行止めとしていますので、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

○通行止めの路線

- ①岩清水アブカシャンペ線(泉、大森宅～アブカシャンペ橋の間)
- ②大富東泊津線(大富、宮下宅～東泊津、赤坂宅の間)
- ③里平新和線1号支線

○通行止めの期間

降雪時から春先の通行安全を確認した日まで

○その他

農地での作業や狩猟などでバリケードを開けて通行した場合には、必ず元の状態に戻してください。

●問い合わせ先：建設水道課管理グループ ☎0146・47・2518

確定申告が始まります！(3月15日まで)

今年も「所得税及び町民税・道民税」の確定申告を行います。確定申告は、1年間の所得を算出し、税額を計算するものです。

- ※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程が変更となる場合があります。
- ●問い合わせ先：税務課税務グループ ☎0146・47・2115

給与者還付申告・年金者申告日程表

期日	曜日	対象地区	会場	受付時間
1月27日・30日	金・月	本町・中央町	役場 101 会議室	9時～16時
31日・2月1日	火・水	北星町		
2日	木	東町		
3日・6日	金・月	新冠沢地区(西泊津～泉)		
7日・8日	火・水	西新冠沢地区(大狩部～里平)		
9日	木	節婦町		

町内移動申告日程表

期日	曜日	対象地区	会場	受付時間	
2月10日	金	美宇・新和・太陽・里平	新和生活会館	9時30分～13時	
13日	月	東川・共栄	東川生活会館		
14日	火	新栄・泉・若園	新栄生活会館		
15日	水	朝日・緑丘・古岸	緑丘生活会館		
16日	木	節婦町(第1区～第4区)	節婦生活会館	9時30分～15時	
17日	金	節婦町(第5区～第7区) 大狩部		9時30分～13時	
20日	月	大富・万世・明和	万世生活会館	9時30分～13時	
21日	火	本町	本町多目的交流センター	9時30分～15時	
22日	水	北星町	役場 101 会議室	9時～16時	
24日	金	中央町			
27日	月	東町			
28日	火	東泊津・西泊津・高江			
3月1日～14日	月～金	会場に来られなかった方			9時～19時
15日	水				9時～16時
※休日申告受付 3月5日	日	平日に来庁することが困難な方	役場 101 会議室	9時～15時	

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

多数のカップル誕生！あなたも婚活はじめませんか？

町では、苫小牧信用金庫と締結した「地域結婚支援事業の連携に関する協定」に基づき、結婚を希望する方の出会いや、きっかけづくりの一環として、苫小牧信用金庫が運営する「LLB会結婚相談所」への入会を推進しています。

■とましんLLB会結婚相談所って？■

苫小牧信用金庫が運営する結婚相談所で、専任スタッフのサポートのもと、会員同士の「お見合い」による婚活事業を行っています。

【利用の流れ】

- ①申込書およびプロフィールを作成し、入会手続きを行います。
- ②苫小牧信用金庫本店には専用フロアが用意されており、専任のスタッフによるマッチングサービスが受けられます。
- ③異性のプロフィールを閲覧の上、双方が合意すれば実際にお見合いができます。

【申込方法】

- ・LLB会事務局へ申込
- ・郵送による申込
- ・インターネットからの仮申込
- ・QRコードからの仮申込

※申込書は産業課窓口でも配布しています。お気軽にご相談ください。



専任スタッフがサポートします！

【登録料】

入会時に預かり金として10,000円が必要となりますが、退会時に返金されますので、実質的な負担額は無料となります。

【活動実績】(令和4年10月末現在)

- ・会員数 男性：359名/女性：363名
- ・お見合い件数 792件
- ・婚約/結婚数 66組
- ※この1年間で、お見合い件数が68組、婚約/結婚が6組増えています。

●問い合わせ先

- 産業課産業グループ農産係 ☎0146・47・2183(直通)
- とましんLLB会結婚相談所事務局 ☎0144・56・5026(直通)

農業者の皆さまへ「農業者年金加入」のご案内

農業者年金は自分が積み立てた年金保険料とその運用実績で受け取る年金額が決まる「積立方式」です。このため少子高齢化時代でも加入者や受給者の人数に左右されず、税制面での優遇措置など、農業者だけが利用できるメリットの多い安心な制度となっています。

【加入要件】

- ①国民年金第1号被保険者であること。(農業者年金加入後「付加年金」の加入も必要です。)
- ②年間60日以上農業に従事すること。
- ③年齢が60歳未満であること。

【メリット】

- ①積立する保険料の金額は自分で設定でき、いつでも変更することが可能です。
- ②納めた保険料は、社会保険料控除の対象となり節税の効果もあります。
- ③認定農業者であることなど一定の要件を満たす場合には保険料の国庫補助があります。

●問い合わせ先

- 新冠町農業委員会 ☎0146・47・2472
- 新冠町農業協同組合 ☎0146・47・3111